



権利擁護講演会

認知症などにより、判断が難しくなってきた人の財産や権利を守る制度「成年後見制度」について、分かりやすく解説します。申し込み不要です。ぜひ、お越しください。

日時 11月25日(土)
午後1時30分～3時
※午後1時開場

場所 栗原文化会館

内容 知つておきたい！
成年後見制度

□ 第1部 成年後見制度とは？
（成年後見人の活動の実際）

□ 第2部 身寄りがない方の支援と成年後見制度

講師 一般社団法人宮城県社会福祉士会 常務理事兼事務局長 西澤英之氏
市民生活部介護福祉課

☎ (22) 1350



▲[左から] (株)丸辰産業、菅原ガス・設備(株)

月間予定表と日記、最新の統計資料、仕事・生活に役立つ資料を掲載している、みやぎ手帳を販売しています。

令和6年版
みやぎ手帳の販売

消防本部総務課
☎ (22) 1191

多量に飲酒する傾向があります。不適切な飲酒は、健康を害したり、アルコール依存症に陥ったりする心配があります。さらに、飲酒運転、暴力、虐待、自殺などのリスクを高めます。

本人や家族について心配事のある人は、各保健推進室に相談してください。

問 市民生活部健康推進課
☎ (22) 0370

各保健推進室



小規模貯水槽水道の管理

貯水槽の管理は、建物所有者や貯水槽設置者が行います。適正な清掃や点検を行いましょう。

貯水槽水道とは、貯水槽(受水槽や高置水槽)を用いる水道施設のことです。中でも、貯水槽の有効容量が10立方メートル以下のものを、小規模貯水槽水道といいます。

□ 1年以内に1回、定期的に清掃する。

□ 貯水槽やふたにひび割れがないか、異物混入はない

いか定期的に点検する。特に、地震、台風、大雨、凍結の後は念入りに点検する。常がないか確認し、異常があつた場合は、必要な水質検査を行う。

問 上下水道部施設課
☎ (42) 1133

狩猟期間

□ ニホンジカ、イノシシ
11月1日(水)～令和6年3月31日(日)

□ その他の鳥獣
11月15日(水)～令和6年2月15日(木)

□ 注意事項 狩猟者は、事故防止を徹底していますが、皆さんも次の事項に注意してください。

□ 入山時は、目立つ服装を心掛け、他人から見えにくい迷彩服などは避ける。

□ 互いの存在が確認できるよう、できるだけ複数人で話をしながら入山する。

また、単独で入山する場合は、鈴やラジオなど音が鳴るものを持ちます。

□ わな設置の標識がある場合は、わなに近づいたり、

火災が発生しやすい冬を迎える前に、予防意識の一層の普及啓発を図り、市民の皆さん、家庭や職場で火災に備えることで、死傷者の発生や財産の損失を防げます。

これから季節は、暖房器が多くなります。火の取り扱いは、十分注意してください。

問 農業振興部農林畜産課
☎ (22) 1136

いか定期的に点検する。特に、地震、台風、大雨、凍結の後は念入りに点検する。常がないか確認し、異常があつた場合は、必要な水質検査を行う。

問 上下水道部施設課
☎ (42) 1133

狩猟期間

□ ニホンジカ、イノシシ
11月1日(水)～令和6年3月31日(日)

□ その他の鳥獣
11月15日(水)～令和6年2月15日(木)

□ 注意事項 狩猟者は、事故防止を徹底していますが、皆さんも次の事項に注意してください。

□ 入山時は、目立つ服装を心掛け、他人から見えにくい迷彩服などは避ける。

□ 互いの存在が確認できるよう、できるだけ複数人で話をしながら入山する。

また、単独で入山する場合は、鈴やラジオなど音が鳴るものを持ちます。

□ わな設置の標識がある場合は、わなに近づいたり、

触つたりしない。
△人家近くで野生動物が出ないよう、食べ残しや果実を屋外に放置しない。

△秋の火災予防運動

11月9日(木)から15日(水)まで、秋の火災予防運動期間です。

火災が発生しやすい冬を迎える前に、予防意識の一層の普及啓発を図り、市民の皆さん、家庭や職場で火災に備えることで、死傷者の発生や財産の損失を防げます。

これから季節は、暖房器が多くなります。火の取り扱いは、十分注意してください。

△秋の火災予防運動

△人家近くで野生動物が出ないよう、食べ残しや果実を屋外に放置しない。

△秋の火災予防運動

11月9日(木)から15日(水)まで、秋の火災予防運動期間です。

火災が発生しやすい冬を迎える前に、予防意識の一層の普及啓発を図り、市民の皆さん、家庭や職場で火災に備えることで、死傷者の発生や財産の損失を防げます。

これから季節は、暖房器が多くなります。火の取り扱いは、十分注意してください。

△秋の火災予防運動

△秋の火災予防運動